

参加表明書等に関する質問および回答

業務名：神崎市旧庁舎跡地整備事業基本設計業務委託

番号	項目	質問内容	回答
1	実施要領 4.参加資格	JVとして参加しようとする場合は、JV構成員のいずれか1者以上が①から④までの全ての要件を満たす必要はなく、①から④までそれぞれの要件を、JV構成員のいずれかが満たしていればよいという解釈でよろしいでしょうか。 例えば、①の要件は構成員1のみ満たしており、②～④の要件は構成員2のみ満たしている場合、JVでの参加が可能ですでしょうか。	お見込みのとおりです。 JV構成員で①～④すべての要件を満たしていれば、JVでの参加が可能です。
2	実施要領 4.参加資格	参加資格について③と④の要件の確認資料として、建設コンサルタント登録証や一級建築士事務所の登録証の提出は必要でしょうか。	登録証（写し）を提出ください。
3	参加表明書等提出要領 1.提出書類 実施要領 9.参加表明書等の提出	提出書類のうち（５）を提出する場合、参加表明書の副本9部に「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」様式および添付書類一式を添付する必要があるでしょうか。それとも副本に添付するのは「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」1枚目の写し等でもよろしいでしょうか。	副本9部に「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」様式および添付書類一式（写し）を添付ください。
4	様式 様式第４号添付書類	共同企業体協定書は任意様式で作成してよろしいでしょうか。	任意様式で作成していただいて構いません。

5	実施要領 4.参加資格	対象となる実績として「公園整備」とありますが、公園とは都市公園法に則るものに限りまうでしょうか。あるいは、港湾緑地や河川緑地の場合でも遊具や休憩施設の設置など、公園に相当する機能を持つ場合は実績の対象となるでしょうか。	都市公園法または国や地方公共団体が整備した公園を実績とします。
6	実施要領 6.業務実施上の条件	管理技術者が技術士（or RCCM）かつ一級建築士の場合、主任技術者の資格要件はなくなると考えてもよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	様式 様式第3号	実施要領 4.参加資格②に実績として「基本設計又は、実施設計」が対象とありますが、様式第3号※1つ目では「基本設計業務の実績」と記載があります。参加資格として実施設計の実績がある場合、様式第3号に実施設計の実績を記載しても問題ないでしょうか。	実施要領と様式第3号※1つ目で記載内容に差異がありましたので、様式第3号※1つ目を「基本設計又は、実施設計業務の実績」に修正させていただきます。
8	設計対象地	設計対象地の資料では航空写真のみとなっていますが、敷地図をPDFまたはCADデータで貸与いただくことは可能でしょうか。	ご希望に添える提供可能な資料を有していないため提供できません。
9	実施要領 2.業務概要	本業務の工期について、令和8年3月24日までとなっておりますが、協議により工期延伸（繰越）は可能でしょうか。	工期については、受託事業者と協議を行い、延伸する場合は議会の議決が必要となりますので、議案上程後可決されれば可能となります。